

大阪港湾局咲洲国際船客上屋内広告募集要項

1 募集の趣旨・目的

市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪港湾局が所管する施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告掲出者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称： 咲洲国際船客上屋（大阪港国際フェリーターミナル）
上海航路：隔週月曜日午前9時到着、翌日火曜日午前11時出発
釜山航路：毎週月曜日・水曜日・金曜日午前10時到着、
当日月曜日・水曜日・金曜日午後5時出発
- (2) 所在地： 大阪市住之江区南港北1丁目
- (3) 構造・仕様等： 鉄筋鉄骨コンクリート造3階建て
- (4) 開放時間： 午前6時から午後9時 なお、土曜日は午後3時まで
- (5) 乗降客数： 年間乗降客数 約54,000人（令和6年実績）

3 募集内容

(1) 掲出募集枠

4枠（非電照）

※既設の広告枠を利用させていただきます。

※広告掲出箇所付近に、次の文章を掲出します。

・「広告募集中」

・「広告内容に関するご質問は、広告記載の連絡先にお問い合わせください。」

※広告掲出に関する問い合わせに対応するため、広告掲出箇所付近に、大阪港湾局担当窓口を案内する文章と連絡先を掲出します。

※広告掲出の申込みがない掲出期間において、本募集要項の全部または一部、その他大阪港湾局事業に関する情報の掲出を行うことがあります。

(2) 掲出場所

咲洲国際船客上屋内広告枠（別紙図面参照）

(3) 掲出期間

毎月1日～月末まで（1か月単位）

(4) 広告の規格

縦1030mm×横728mm（B1判）

4 広告掲出料金

1ヶ月1枠につき 5,000円（税込）

5 掲出できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条の規定に該当するもの

6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- ・ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ・ 大阪市税の滞納がないこと
- ・ 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

申込にあたっては、大阪港湾局行政財産広告掲出要領を必ず参照してください。

(1) 申込受付期間

掲出希望期間の前々月末17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

(2) 申込方法

大阪港湾局咲洲国際船客上屋広告掲出申込書をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿（A4縮刷）を添えて、大阪港湾局施設管理部海務課（埠頭）まで提出してください。

(3) 広告掲出者の決定方法

「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪港湾局行政財産広告掲出要領」に基づき申込内容を審査します。同一の掲出場所について審査に合格したものが複数いる場合は、申込先着順により広告掲出者を決定します。

(4) 決定通知

申込をされた方には、大阪市から、申込があった広告について掲出若しくは非掲出の決定通知を送付します。

(5) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定する期日までに、大阪港湾局所管施設内広告掲出許可申請書により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、許可は大阪港湾局咲洲国際船客上屋内広告掲出申込書に記載された名義で行います。
- ② 広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を指定する期限までに納めていただきます。
- ③ 掲出する広告を大阪港湾局施設管理部海務課（埠頭）に提出していただきます。ただし、提出済みの縮刷原稿と相違ない場合は、別途協議のうえ提出を求めない場合があります。

7 その他

- (1) 広告の破損、盗難については本市では責任を負いません。また、破損、盗難、滅失等が発生した場合には速やかに対応してください。
- (2) 広告入替作業等については、周辺利用者の支障にならないように行ってください。
- (3) 広告掲出期間は厳守してください。特に掲出期限日に留意のうえ、必ず期限までに広告を撤去してください。

8 問い合わせ先・申込窓口

〒552-0022

大阪市港区海岸通3-4-28

大阪港湾局施設管理部海務課（埠頭）

電話：06-6572-4033